

# 紛議調停制度のあらまし

東京地方税理士会  
紛議調停委員会

東京地方税理士会の会員が行った業務に関し紛争が生じたときは、本会对し、紛議の調停を申立てることができます。この紛議の調停は、裁判外紛争処理の一つとして、税理士法の規定に基づいて行うものです。本会に紛議の調停を申立てることができるのは、本会の会員（税理士法人を含む）が「税理士」又は「税理士法人」の名称を用いて、行った業務に関して生じた紛争です。

調停の申立を行おうとする方は、次の事項をよくお読みのうえ所定の手続きをして下さい。

## 1) 紛議調停とは

税理士及び税理士法人が、通常遂行する税理士の業務に関して、その委嘱者（委嘱者であった者を含む）及び他の会員、その他関係人との間に生じた紛争は、税理士会が当事者を仲介し双方が合意することにより、その紛争の解決を図ります。

## 2) 調停の申立

申立人は、税理士会に対して申立の主旨及び理由を記載した紛議調停申立書（税理士会事務局に常備）を税理士会に提出することにより申立をすることが出来ます。

## 3) 調停の担当者

税理士会の紛議調停委員から選任された委員3名以上からなる小委員会が調停に当たります。

## 4) 調停の呼出

小委員会は、調停の申立を受けた税理士に対し調停の申立があったことを通知するとともに調停の申立人と被申立人から事情を聴くため期日を定め、当事者の呼出をします。

## 5) 調停への出席

調停を受ける当事者は、自ら出頭する必要があります。

## 6) 調停等の非公開

調停の手続き並びに委員会・小委員会の議事は非公開となっています。

## 7) 調停の成立及び紛議調停調書の作成

小委員会で調停が成立したときは、紛議調停調書を作成し、当事者が署名押印します。当事者からの申出があれば紛議調停調書の謄本を交付します。通常調停が成立するまでには、2、3回の調停が開かれます。

8) 調停に従う義務

紛議の調停が成立したときは、当事者間において成立した民法（696条）上の和解としての効力を有することとなるため、申立人及び被申立人（会員）はその調停の結果に従うこととなります。

9) 調停の不成立

当事者間において、合意が成立する見込みがないときや申立人が正当な理由なく3回以上調停に出頭しないときは調停を終了させます。

10) 調停を行わない場合

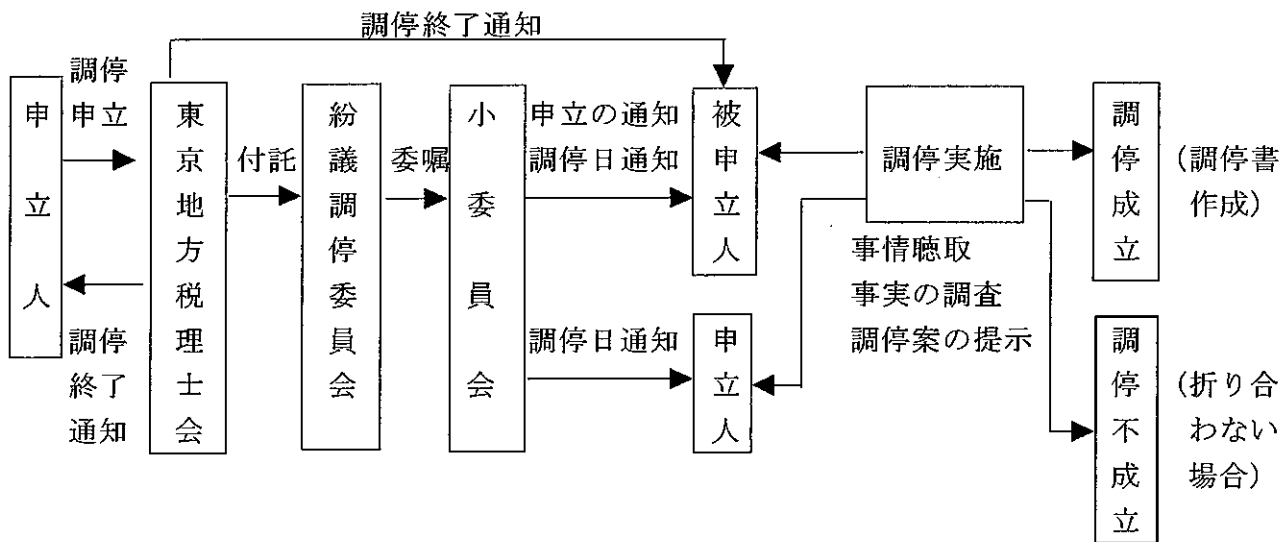
紛議の性質上調停に適さないと認められるときや申立人が不当な目的で調停の申立をしたときは、紛議の調停を行いません。

11) 調停費用の負担

調停費用は原則として無料ですが、特別に要した費用（弁護士報酬等）を負担していただくことがあります。

12) 調停の手順

調停の手順及び流れ等は次のとおりです。



※ 問合せ先 : 東京地方税理士会 紛議調停委員会 (事務局総務課)

所在 : 〒220-0022

横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階

TEL 045-243-0511

FAX 045-243-0518

平成16年7月現在

平成 年 月 日

東京地方税理士会  
会長

殿

申立人

印

## 紛 議 調 停 申 立 書

(住所)

申立人

(電話)

(住所)

被申立人 東京地方税理士会所属

申立の主旨 (調停してほしい事項を簡単に書いて下さい。)

申立の理由 (紛争に至るまでの事情を詳しく書いて下さい。)

- 1 申立人と被申立人との関係
- 2 紛争が生じた年月日, 原因及びその内容
- 3 調停を求める理由

- (1) 申立人の住民票又は登記簿謄本1通を添付して下さい。
- (2) 申立書は, 証拠書類も含め被申立人の数に3を加えた数を提出して下さい。
- (3) この申立書及び証拠書類は原則として被申立人に送付されます。
- (4) 証拠書類には番号を付けてください。
- (5) ご不明の点は, 本会事務局にお問い合わせ下さい。

## 調 停 期 日 調 書

整理番号	平成 年 第 号		申立人	
			被申立人	
調停	期日	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分		
	場所			
委 員	小委員長 委 員			
書 記				
当事者の 出頭状況等				
次回期日	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分			

〈記録〉


(調停については上記のフォームで行います)